



山鹿市地域おこし協力隊員募集要項



山鹿市は、熊本県北部の内陸部、熊本市から北側へ約 30km、福岡市から南南東へ約 90 km の場所に位置する菊池川流域に広がる田園都市です。

山鹿市には、豊かな自然環境のもと、良質な温泉、古代から近代に至る歴史・文化遺産、伝統工芸・芸能、豊富な農林産物などの地域資源があります。特に平安時代から続く温泉は湯量も豊富で古くから宿場町として栄えました。現在も市内には 50 を超える温泉施設があり、家族で入れる「家族湯」などもあります。また、山鹿市は江戸時代から「天下第一の米」と評価された肥後米の一大産地で、清らかな水と肥沃な土地に育まれたそのお米は今でも特Aを受賞するおいしさです。また山地では、肥後細川初代藩主の細川忠利が愛飲したお茶のほか、西日本一の生産量を誇る栗が名産で、その他にも、おいしいスイカやイチゴやメロン、キンカンなど果物も豊富です。

基幹産業の観光産業や農業の振興を軸として本市のイメージアップや交流人口の増加を図りつつ、山鹿の暮らし全般を市内外に戦略的・効果的にPRすることにより、住民や企業、市外在住者に「選ばれる山鹿」の実現を目指します。

山鹿市では、このような地域資源を活かし、地域と一緒に魅力あるまちづくりに取り組んでいただける地域おこし協力隊を 1 人募集します。



外国籍の方も地域おこし協力隊員として活躍することができます！

外国籍の場合、任用時に在留資格・期間が妥当な就労ビザを有している必要があります。地域要件については以下の通りです。

① 国内にいる外国人の場合

➤ 地域要件確認表に準じて判断します（通常の日本人と同様の取り扱い）。

② 国外にいる外国人の場合

➤ 地域要件の例外条件に該当するため、基本的には三大都市圏内の都市地域を除くいかなる地域でも活動が可能です。

1 募集人員

1 人

2 活動地域

山鹿市内全域

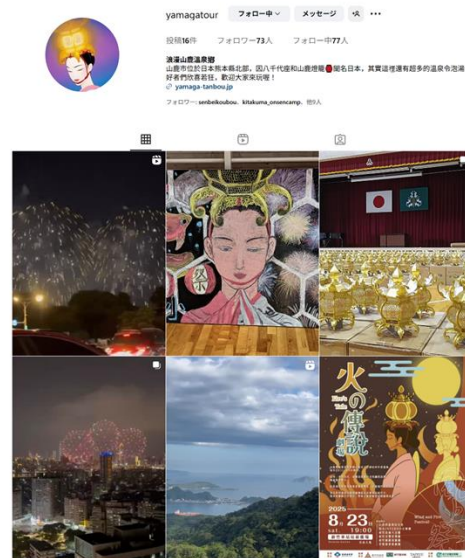
3 活動内容

インバウンド誘客業務（1名）

- ① 訪日外国人に向けた山鹿市の魅力情報発信
 - ・ 中国語（繁体字）Instagram 等の SNS での情報発信に関すること
 - ・ 国内、海外での観光 PR 活動に関すること
- ② インバウンド需要への対応
 - ・ 市内の観光施設での訪日外国人受け入れ態勢に関すること
- ③ 異文化交流・異文化理解のための交流活動のサポート
 - ・ 中国語（繁）の通訳・翻訳
- ④ 山鹿温泉観光協会での窓口・電話対応



（台湾での観光 PR イベント）



（繁体字 Instagram）

4 募集対象

次の要件をすべて満たす人としてします。

- （1） 三大都市圏又は地方都市、海外にお住まいで、採用後に山鹿市に生活拠点を移し、住民票を異動して1年以上居住できる人。
 - ※地域要件について詳しくは、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご覧ください。
 - ※任用を受ける前に、既に山鹿市内に定住・定着している人及び山鹿市に住民票を異動している人は除きます。
- （2） 上記3の活動内容を積極的かつ誠実に企画・提案・実行できる人。
- （3） 心身ともに健康で地域住民の皆さんとコミュニケーションが取れるとともに、地域

活性化に意欲と情熱を持ち、地域活動に積極的に取り組むことができる人。

- (4) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない人。
- (5) パソコン操作（イラストレーター、フォトショップ、ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）及びインターネット、SNS等の活用ができる人。
- (6) 日本語、中国語をビジネスレベルで 사용할 ことができる人。（観光案内・電話・メールでのやり取りが可能であること）

5 勤務時間

1週間当たり37.5時間（週5日勤務）で平日勤務を基本とします。

6 任用形態

- (1) 山鹿市会計年度任用職員の任用等に関する規則に基づき任用します。
- (2) 任用期間は1年とします。ただし、年度途中で任用した隊員の任用期間は、当該年度の末日までとします。
- (3) 任用期間終了後、勤務実績が良好な場合は、再度の任用をすることができるものとします。ただし、隊員の任用期間は、最長3年までとします。

7 報酬及び福利厚生等

- (1) 月額報酬 233,612円程度（人事院勧告により変動）（期末手当、勤務年数に応じて昇給あり）（※社会保険、雇用保険に加入します。）
- (2) 距離に応じて通勤手当が支給されます。
- (3) 隊員が居住する住宅については、市が家賃を一部（上限40,000円）助成します。
- (4) 引越し費用、水道光熱費等、生活に必要な費用は隊員負担です。
- (5) その他、活動に必要な経費（備品、消耗品費、研修参加費等）について、予算の範囲内で市が負担します。
- (6) 外国人の方は、日本での受入（在留資格認定証明書）に関する手続きをサポートいたします。

8 応募方法

- (1) 受付期間

令和7年10月27日（月）から 同年11月14日（金）必着

- (2) 応募（2つの方法のいずれか）

①書類によるもの

◆ 山鹿市会計年度任用職員登録申請書および山鹿市地域おこし協力隊員応募用紙

※用紙は山鹿市のホームページ（地域おこし協力隊員募集）からダウンロードしてください。また、連絡に使用するため、お持ちの方はメールアドレス及び携帯電話番号を必ず記載してください。

◆ 住民票の写し

（令和7年10月1日以降に交付されたもの・コピー不可）

◆ 運転免許証の写し

※選考結果に関わらず、応募書類は返却しませんのでご了承ください。

送付先

〒 8 6 1 - 0 5 9 2 熊本県山鹿市山鹿 9 8 7 番地 3

山鹿市役所 観光課内「地域おこし協力隊員」募集係

② ロゴフォームによるもの

山鹿市ホームページの「山鹿市地域おこし協力隊員募集」ページにアクセスし、logoフォームをクリックして、必要事項を入力してください。

※山鹿市会計年度任用職員登録申請書はホームページからダウンロード。住民票の写し及び運転免許証の写しと一緒にご郵送ください。

<https://logoform.jp/form/HrG9/477237>



9 選考方法

書類及び面接による選考を行います。

(1) 第1次選考（書類審査）【11月中旬予定】

書類審査の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

※応募用紙の記載内容で書類選考を行いますので、できるだけ詳しく記載してください。

(2) 第2次選考（オンライン面接）【12月上旬予定】

第1次選考合格者は、オンライン面接による第2次選考を実施します。詳細については、第1次選考結果通知時にお知らせします。

※最終結果は、第2次選考終了後、全員に文書で通知します。

10 任用時期

令和8年1月1日（木）※合格者の相談に応じます。

11 問い合わせ

山鹿市役所 商工観光部 観光課 担当：佐伯

電話 0968-43-1579

メールアドレス kankoh@city.yamaga.kumamoto.jp